

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

### 広島県公安委員会規則第3号

#### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県広島中央警察署の款鷹野橋交番の項中「平和大通りを除く。）」の次に「、平野町、南竹屋町」を加え、同款宝町交番の項中「、平野町」及び「、南竹屋町」を削り、同部広島県広島南警察署の款比治山交番の項中「（4番以北）」を削り、同款段原交番の項中「比治山本町（4番以北を除く。）」を削る。

#### 附 則

この公安委員会規則は、平成31年4月1日から施行する。